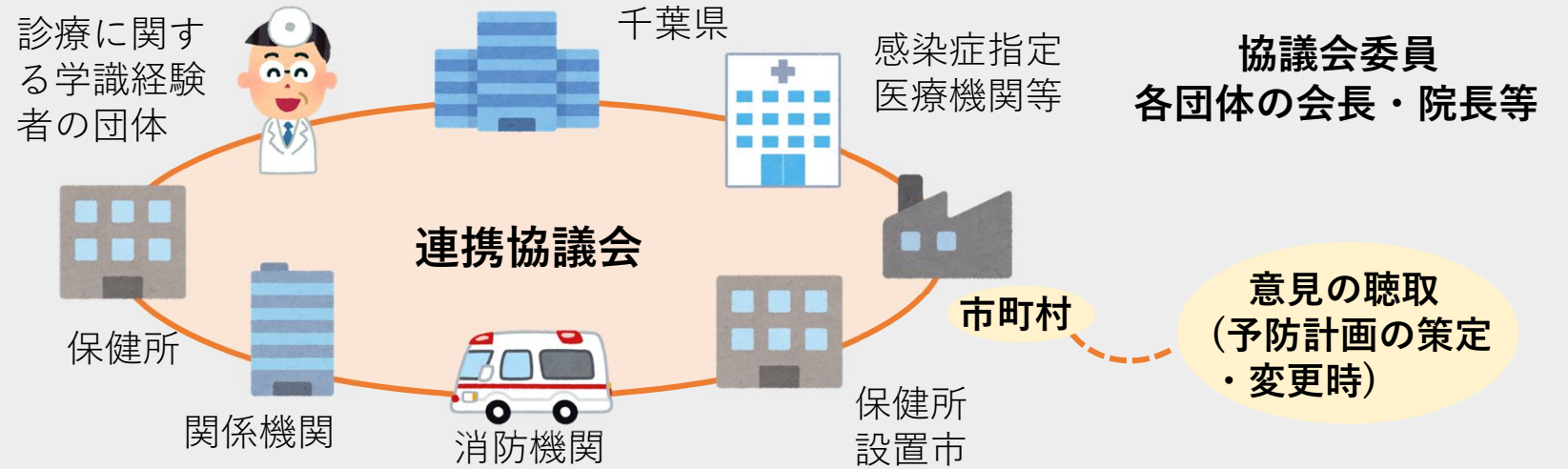


全体を統括する役割

- 平時から
 - ・ 入院調整の方法
 - ・ 医療人材の確保
 - ・ 保健所体制、検査体制や方針
 - ・ 情報共有のあり方等を議論・協議
- 定期的に
 - ・ 予防計画の取り組み状況等を報告、相互に進捗確認を行う。

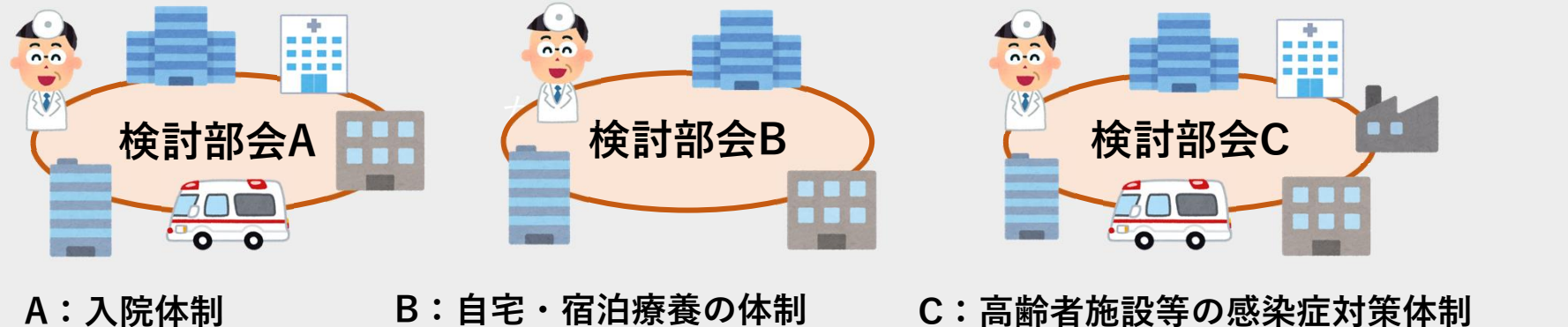


部会長からの報告内容等を踏まえ、検討事項を協議。協議の結果を踏まえ（尊重義務）予防計画を策定する。

予防計画を各論点ごとに議論する役割

- 3つの検討部会の設置
 - ・ 考えられる患者の療養場所をABCの3つに分け、それぞれの検討部会で予防計画策定にあたって幅広く集中的に討議を行う。

検討部会での議論内容について協議会に報告



A：入院体制

B：自宅・宿泊療養の体制

C：高齢者施設等の感染症対策体制